

第23期 第9回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和8年3月4日（水）午後1時30分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	関 野 稔
	〃	木 村 正 則
	〃	工 藤 徳 康
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	竹 林 雅 史
〃	南 谷 雅 人	
〃	赤 松 靖	
県 側	水産振興課	
	栽培・資源管理グループ 技師	澤 田 篤
	八戸水産事務所 水産普及課長	藤 川 義 一
	むつ水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：令和8管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりの知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、皆さん、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第9回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第9回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、尾崎委員と坂岡委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明します。

議案第1号資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部のみ読み上げます。

諮問書

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

松本会長

はい、澤田技師。

水産振興課 澤田技師

それでは、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、以降、県方針というふうに言わせていただきます。この変更について補足説明いたします。議案第1号資料1の2ページ、新旧対照表を御覧ください。

今回は、大きく3つの変更があります。

1つ目が県方針の策定から5年経過した時の内容の見直し。

2つ目として、漁業法及び水産流通適正化法の一部改正に伴う変更。

3つ目としては、スルメイカの管理方法の変更に伴う変更となっております。

また、この他、軽微な修正として、二桁以上の数字について全角から半角に修正していますが、軽微な修正なので、説明は省略させていただきます。

まず、それでは1つ目、県方針策定から5年経過時の内容見直しについての説明ですが、県方針では、法則の第7において、直近の資源評価や漁業の動向等を勘案して、おおむね5年ごとに県方針及び県方針に記載する個別の水産資源について検討、見直しを行うこととされております。今般、県方針を策定した令和2年度から5年経過しましたので、見直しを行ったものとなります。変更箇所なんですけれども、2ページを御覧ください。本則第1-1 漁業の状況の部分に関して。令和6年度の生産量、漁業の生産量、生産額、あとは漁業就業者数というふうなところ、数値、元々は元年度の数値だったんですけども、6年度の数値に更新しております。

また、個別の水産資源について、具体的な資源管理の方針については、県方針の別紙として定めることとなっておりまして、特定水産資源については別紙の1、特定水産資源以外の資源で国の資源量から一定水準まで進んでいるものは別紙の2、資源管理評価の対象となる水産資源のうち、国の評価が進んでいない資源を別紙の3に資源管理の方向性というものを定めることとなっているんですが。このうち、7ページから8ページ、12ページを御覧ください。7ページは、別紙1-3まあじ、別紙1-4まいわし、別紙1-5すけとうだらの太平洋系群、8ページにかけて。12ページの方が、別紙1、11ページから12ページにかけては、別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群になっているんですけども、こちらは、このTAC資源については、現状、漁獲努力量で管理を行う現行水準の資源となっているんですけども、記載している表の部分は、漁獲努力量の上限として定める漁業種類ごとの隻数というふうになっています。現行水準の資源は、漁獲努力量で管理するというふうになっておりますので、努力量として、漁業種類ごとの隻数を記載しております。こちらの数字について、令和2年度の県方針作成時に使用した資料というふうなものが、5年経過して更新となっておりますので、その数字というふうなものも更新したものになっております。

続いて、2つ目の漁業法及び水産流通適正化法の一部改正に伴う変更についてです。新旧対照表の3ページを御覧ください。本則第6の1(2)についてですが、法改正により、くろまぐろが特別管理特定水産資源に指定されたことから、漁業法の漁獲量等の報告に関する規定というふうなものが追加となりましたので、第6の1(2)の部分、法第16条第1項もしくは第2項というふうな記載を追加しております。

また、6ページを御覧ください。6ページは、別紙1の2、くろまぐろの大型魚に関する記載なんですけれども、こちらも法改正により、くろまぐろの大型魚の漁獲量等の報告の期限というものは、従来から変更になりまして、陸揚げした日から3日以内というふうに変更になりましたので、その規定を反映した記載に変更している部分になります。

最後ですが、するめいかの管理方法の変更に伴う変更についてです。9ページを御覧ください。8ページから9ページ。こちらが、令和7管理年度までは本県知事管理区分におけるするめいかの漁獲可能量は、漁獲努力量により管理を行い、具体的な

数量が示されない現行水準での管理を行っていたんですけれども、今管理年度において、管理の参考となる目安数量の5倍程度の漁獲となったことを理由として、令和8管理年度からは具体的な配分数量の中で管理を行う、数量明示での管理を行うこととされました。このため、県方針の別紙1の6の部分について、従来の現行水準に対応した記載だったんですけれども、それを数量明示に対応する記載に変更しているものになります。

なお、記載内容については、国の資源管理の基本方針及び水産庁の長官通知、知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務取扱、その他水産庁からの変更に係る指導等を参考としているほか、この県方針の変更案については、水産庁に事前確認を行い、指摘があった部分については、修正を反映しているものになっております。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「意義なし」の声あり。)

松本会長

御異議なしと認め、それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「令和8管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりの知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書

令和8管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりの知事管理漁獲可能量の当初配分について

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和8年2月25日付け7水管第2940号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

松本会長

はい、澤田技師。

水産振興課 澤田技師

それでは、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明いたします。

資料の3ページ目を御覧ください。こちらは、令和8年2月25日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されまし

た。知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、都道府県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。すけどうだら太平洋系群の当初配分については、現行水準となっております。これは、各資源の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、いわゆる青森県資源管理方針に基づき、漁船隻数を努力量として定めた上で管理を行うものとなります。3ページ目にある国からの通知では、当該資源の目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、大幅に上回る場合は、県から助言指導等を行うことがあります。

次にするめいかについては、令和7管理年度の漁獲状況を受け、令和8管理年度は、数量明示により管理することとされ、3ページ目の国の通知では、本県への当初配分数量として、1,700トンが割当てられました。この1,700トンの管理方法については、先月、2月中に2度開催した県内関係者との会合の意見集約の結果、及び県の考えに基づき、2ページ目のとおり、取りまとめることとしました。1,700トンのうち、5%に当たる85トンを県の留保とし、残りの1,615トンについて、管理期間を4月から9月末までとする前期分として、1,145トン、管理期間を10月から翌年3月末までとする後期分として470トンを設定しました。前期分及び後期分に分けて設定した理由としましては、管理期間後半に漁期を迎える海域や定置漁業における漁獲枠を確保することを目的としております。

最後、ぶりにつきましては、令和7年4月から、新たに特定水産資源に指定され、現在、TAC管理のステップ1に取り組んでおりますが、令和8年4月からは、TAC管理のステップ2が開始することとなっております。ステップ2における当初配分については、試行水準というふうになっていまして、その数量、その全量を青森県ぶり漁業に配分するものです。この試行水準というのは、TAC管理のステップ2の段階においては、都道府県別漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理をするものとなっております。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量が試行目安数量として提示されます。このステップ2においても、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんので、その点も御理解ください。参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、4ページ以降に添付しております。下の表を見ていただきますと、下からステップ1、ステップ2、ステップ3とありまして、ぶりに関しては、こちら、真ん中のステップ2というところで、都道府県への配分の試行。あとはステップ3が、いわゆる本格的

なTAC管理なんですけれども、ステップ3に向けた管理の運用の検討、試行を行う段階となっております。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「意義なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですのでは、それは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、これで議事を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「第44回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告願います。

事務局 傳法技師

はい、会長。

松本会長

はい、傳法技師。

事務局 傳法技師

事務局の傳法です。第44回太平洋広域漁業調整委員会の概要について説明させていただきます。

本会議は、令和8年2月17日に東京都、記載の会場で開催されました。本来であ

れば、南谷委員が出席の予定でしたが、体調不良のため代わりに私が傍聴人として出席しました。本会議の主な議案は2点で、令和8年度における遊漁者のくろまぐろの大型魚の資源管理措置について。及び太平洋南部のキンメダイに関する委員会指示についてです。

では、まず、令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について説明します。

本措置については、原案どおり委員会指示の内容の一部変更で決定しました。改正内容につきましては、遊漁者によるくろまぐろの採捕は、1人1か月につき1尾まででしたが、以下の各期間に1尾までとなりました。各期間というのは、令和8年4月から委員会指示が終了する令和9年3月までの12か月を2か月ごとに等分したもので、計6期間となっております。

続いて、毎月の遊漁枠の管理方針についてですが、その月の遊漁枠の超過が発生した場合は、その超過分を翌月以降の月から均等に減じることとなりました。例えば、毎月5トンまでの遊漁枠が設定されていた場合、例えば、5月に7トンの採捕があり、2トンの超過が発生したとしますと、6月以降から翌年の3月まで、丁度10か月ありますので、その2トン割る10で0.2トンに減じて、毎月の遊漁枠が5トンから4.8トンになるというような形になります。

同じように6月以降も同様に超過が発生した場合は、その超過分を残りの月で割った量を減枠し、徐々に漁獲枠が尻すぼみになるというような形になります。

遊漁の届出状況についてです。令和8年4月1日からの届出制に伴い、遊漁者・遊漁船業者・その他の船舶所有者から水産庁に申請が来ているということで、その件数については、遊漁者が3,457件、遊漁船業者が902件、その他の船舶が1,399件となっております。申請期日は、以前も説明しましたとおり、遊漁者が実釣の前日までに報告すること。遊漁船業者及びその他の船舶所有者は、令和8年、今月の3月20日までに水産庁に報告する義務があるということです。

続いて、太平洋南部のキンメダイに関する委員会指示についてです。本指示については、原案どおり、委員会指示を発動することに決定しました。

最後にその他、令和8年度水産関係予算についてですが、これは、記載のとおりとなっております。

今後の広域漁業調整委員会については、開催時期は例年と同じように、今年の11月から12月頃に開催する予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願ひします。ありませんですか。

木村委員

はい、会長。

松本会長

はい、木村委員

木村委員

木村です。この遊漁の部分、遊漁の届出の状況についてですが、遊漁者、遊漁船業者、その他の船舶とあるんですけど、その他の船舶というのは、主にどのようなが含まれるのですか。

事務局 傳法技師

その他の船舶は、いわゆるプレジャーという扱いの船になっております。プレジャーだとか、ゴムボートだとか、いわゆる遊漁船ではなくて、自分が所有している船でやる人。または、自分が所有している船で知り合いとかを乗せて遊漁をやる人。そういう人たちが、その他の船舶に該当する形になります。

木村委員

はい、分かりました。

松本会長

他にありませんですか。

御質問、御意見もないようですので、それでは議案を全て終了しましたので、これをもって第23期第9回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 13時55分